事務局通信

〒151－0053
東京都渋谷区代々木 2－39－7 メゾン代々木 201 号
TEL03-3299-5276　　FAX03-3299-5275
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.hoshinren.jp
E-mail　zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

168 号
平成 29 年 4 月 18 日
一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

第 14 回定期総会開催のお知らせ

開催日：H29 年 5 月 28 日（日）時間：13:00～16:00

会場：ホテルローズガーデン新宿

厚労省が受領委任を認める方向が示されましたが、不正防止の名目で療養費支給制限は一層の強化が予想されます。H28 年 10 月からは、マンションなどの施設への個別往療料は支給しないという乱暴な変更がなされました。

また、明らかに歩行が困難で、家族が介助してタクシーを使いなんとか主治医の病院へ通院している状態である、障害を持つ高齢者のあん摩マッサージ指圧の療養費を不支給とする保険者が現れました。療養費のなかの往療費を保険者の判断で不支給としたのです。

驚いたことに審査請求により保険者の不支給を審査した関東信越厚生局審査官もこの不支給を認めているのです。このような往療費の切り捨ては、要介護状態の悪化、寝たきり状態の高齢者の増加につながることは明らかです。現在再審査請求をすすめています。

健康保険制度にお金をつぎ込むだけでは、よい医療を手にすることはできないというのが今日の医療の状況です。

患者の医療選択の権利を尊重する制度へ、健康保険で鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療も患者の意志で選べる制度へ、改善の声を上げていましょう。会員の皆様の総会へのご出席をお願い致します。

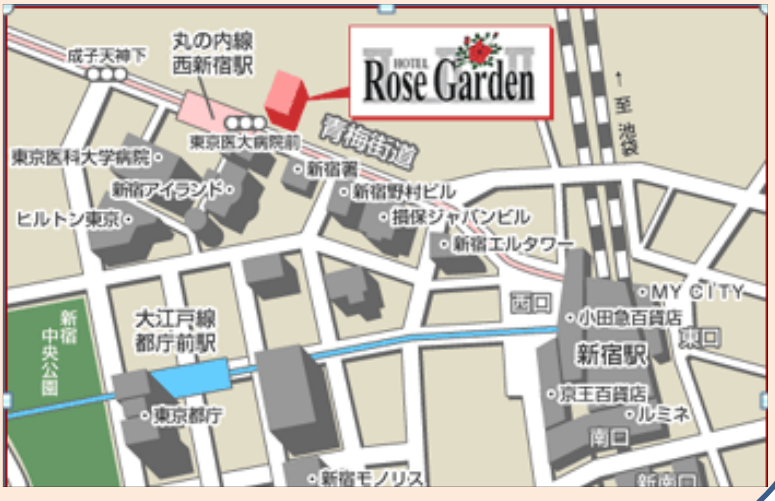

私たちの未来にむかって

副代表理事　橋本利治

毎月「コーヒーブレイク」という投稿記事を書いています。あと３回で２４回の連載をしたことになります。

賛否両論があることは書き始めから予想はしていましたが、まさかこんなに続くとは思ってもいませんでした。毎月つたない文章を見るたびに気を悪くされた方もいらっしゃると思います。

今振り返ってみて「いったい何を書きたかったのだろう」と考えています。

社会的に閉塞している状況を何とかしたい、その為には今ある状況を会員が共有することではないか、賛否も含めて共有しようということだったと思います。

「わたしたち鍼灸マッサージ師の未来をどのようにしたいか」なんです。

今、私たちを取り巻く状況は良い条件とは言えないと思います。良い環境条件を整えてこそ、病気で困っている患者さんの未来を描くお手伝いができると思っています。

しかし現状ではわれわれの医療は医療ではなく「類似」のものとされています。

みなさんは「それでいいんですか」わたしたちの理想の医療を考えましょうよ、語り合いましょうよ。総会とは本来このような場であってほしいと思います。

第14回定期総会にあたり

副代表理事　松尾洋子

変化激しい春です。見る間に桜の花吹雪もおわるようです。万物が生じる春、新しい事を始めるきっかけが出来る時でもあります。

疑問に思っていた子宮頸がんワクチンの問題は、健康被害を受けた人たちが国と製薬会社に損害の賠償を求める裁判になりました。昨年 7 月に 63 人の被害者が、そして 12 月には 57 名の被害者が東京、名古屋、大阪、福岡の地方裁判所に裁判をおこしたことが報道されていました。

子宮頸がんワクチンの被害者は 10 代、20 代の若い女性ばかりです。裁判を行うというのは大変なことですから、被害者の極一部の方々でしょう。これだけ多数の被害者が現れているにもかかわらず、厚労省は子宮頸がんワクチンの「副作用とは認められない」と云うコメントを変えていません。ワクチンは法定接種にしてしまえば、副作用が出ても製薬会社は「製造者としての責任を取る必要が無い」製薬会社にとっては売りっぱなしの魅力的な商品です。ワクチンに詳しい母里啓子さんもいっていますが、効果ばかりが誇大に宣伝され、副作用に関しては知らされないのです。

予防医学に鍼・きゅう・あん摩・マッサージ等も充分に活用できます。一般の人たちに東洋医学の良さを理解してもらうために私たちは技術を磨きましょう。気軽に東洋医療が受けられるよう署名活動も進めていきましょう。

一般社団法人鍼灸マッサージ師会

付属治療室（研修センター）開設準備検討会

準備検討会推進者　清水一雄　奈須守洋

やらなければならない思いがあり提案します。

現在影も形もありません。これからの話ですが、ぜひやろうという声が挙がるのを期待しての提案です。

何分急に決められる案件ではないので、まずは検討会からスタートしていくのが良いと思われ、先の理事会でも実行委員会を立ち上げ検討していくことで承認を取りました。

会員の要望が無ければなせないことであり、下記その主意事項を上げますのでご興味ある方の検討会参加を要請します。

検討会日時:平成 29 年 5 月 14 日（日）13 時 30 分～15 時 30 分

会場　事務所

【はじめに】

多くの国民に信頼される「あはき」医療を受療出来る場、会員の自己啓発の場、「あはき」新卒者の臨床経験が出来る場の構築を考える。

【会が運営する治療室（研修センター)】について

1．長年施術師として携わってきた英知を結集した治療室（鍼灸と手技療法のコラボレーション）にて治療の特性を生かし、新世代あはき師の育成を行う。
2．会員、会員家族及び事務局職員の東洋医療を駆使した健康管理。
3．積極的な「あはき」健康保険を推進し、国民に支持される医療体系を構築する。
4．治療院（研修センター）内で臨床研究を行い、医療行政や医師、医療消費者である患者が使用可能なエビデンスを発信してゆく。
5．あはき師として独立開業への支援。
6．会員施術所とのネットワークの構築。
7．臨床の場を通じて保険運動、署名活動の推進。
8．厚労省あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会へエントリーの声がかかるようにする。
9．その他として会員の考え。

「食べられる鍼灸、患者の期待に応える鍼灸」小出雅賀講師　第２回セミナー報告（１）

１　腰痛、膝痛と生活様式

腰痛や膝痛の改善がわれわれの仕事だが、ただ出てきた結果を改善するだけでいいとは思わない。腰痛、膝痛を起こす原因、どうしてそうなったかを明らかにすること、病因、病症を明らかにすることが重要です。

病因、病症を明らかにして、同じような症状を起きないような状態をつくるのがわれわれの仕事だと考えます。病因、病症について、従来言われている古典的な病因病症だけでは不十分と思っています。

それは、身体の使い方に問題があるために、腰や膝に問題を引き起こす、という場合です。身体の使い方により引き起こされた問題の上に、病因が重なり腰痛、膝痛が発症する。

腰痛、膝痛は身体の使い方から問題が起こる。腰痛、膝痛をもたらす身体の使い方をはっきりさせることが必要です。

洋式への生活様式

私は治療家として４５年になりますが、私が治療を始めた当時６０代、７０代の人たちで膝を痛めている人は非常に少なかった。リウマチなど特殊な病気による膝痛はあったが、そうでない膝痛は少なかった。

現代は、関節痛を予防するためのいろいろな物質がいわれています。テレビによる腰通や膝痛サプリメントの宣伝は凄まじいが、当時はそんなことはありません。

何が原因か、身体の使い方が変わったのです。生活の洋式への変化です。テーブルに椅子、洋式トイレの普及、この 40～50 年に日本の生活様式に大きな違いが生まれたのです。畳に和式トイレの当時の時代の生活は、非常によく膝を使う生活だったが、それが変わっていった。

古橋という水泳の選手がロサンゼルスオのリンピックで金メダル獲得し、古橋など日本の水泳選手団の活躍が注目された。トビウオの古橋といわれるような選手が、どうしてでてきたのか、アメリカから水泳コーチが研究に日本に来たことがあります。そのときに、正座や和式トイレにより、膝を使う事が多い日本の生活様式が、水泳に強い身体づくりになっていることを指摘していたそうです。

小出講師セミナー報告。　昨年の 10 月および今回 2017 年 3 月 12 日、小出雅賀講師による「食べられる鍼灸、患者の期待に応える鍼灸」セミナーを 2 回開催しました。セミナーは伝統的鍼灸に強い確信を持つ熱い講義でした。陰陽五行を基本とする東洋医学の考え方にもとづく、体と病気の解明の大切な事を強く感じさせられました。また、治療の幅を広げるためには、経絡、経穴の知識とともに、銀鍼、金鍼という柔らかな鍼を使える技術の必要な事も教えられました。

講師を支えるスタッフの方がたのご協力により、講義を録音した音声を送付していただきました。音声を正しく文字にできればいいのですが、時間がかかりなかなか困難ですので、録音を聴き講義の要点をお伝えすることと致しました。腰痛治療、膝痛治療、伝統的な身体の動かし方など順次ご報告します。私の能力不足により、講師の意図することが十分伝わらない点がでると思いますがお許し下さい。

（久下勝通）

2 身体への気づき

自分の身体でも気づいてないことが多い。みなさんに立っていただきためしてみます。

立って足の裏の重心を感じて下さい。

重心は経穴でいうと湧泉からちょと前にあるか、ちょと後ろにあるか、あるいはもっとかかとよりかまた、つま先が身体と平行かどうか、あるいは開いているかを見て下さい。

それと、肩甲骨の動きがなめらかか、われわれ鍼灸師は案外肩甲骨を使っていない、固めてしまっていることが多い。

肩甲骨の動きが悪いと鍼は入りにくい。若い人は動きがなめらかだが、年とともに動きはぎくしゃくしてくる。肩甲骨を前後へ、上下へ、そして前まわしに、後ろ回しに動かしてみましょう。肩甲骨を動かすとき身体の軸は動かさない、前傾しないようにすることです。慣れてきたら片方は前まわし、片方は後ろ回し肩を動かしてみて下さい。

これでもう一度、足に意識を戻してください。足裏の重心の位置が少し前に移った感じがしませんか？重心が前へいくのはいいので、後ろへいくのは悪いのです。

重心が前に行き過ぎても手で支えられるが、後ろへ行き過ぎれば怪我になる。縄文時代の人の足跡が発見されているが、重心がかなり前にあり、現代人はだんだんに重心が後ろになっている。歩くときに重心が前に行く方が合理的です。

それから足の開き方は変わりましたか？少し外開きが内側に向いた方がいいのですが。ちょっと肩甲骨を動かすだけでも変化を感じることができます。風呂に入った時にでもこのような動きを取り入れて下さい。

動きがなめらかならばやわらかい鍼をさせますからやってみて下さい。

3 身体の軸と重心

歩く人のつま先がどうなっているか観察してください。このごろは若い人でもつま先が外を向く歩き方目に付きます。つま先が外を向くのはよくないのですがどうしてでしょう。

つま先が外を向くというのは、膝が開くという事です。年配の人はよく蟹股に歩くのを見ます。膝を内側に入れれば、内向きになるのですが、しかし、これは筋力で行うことで、筋力は年とともに衰えてくる。

これは、つま先が外向きになるような身体の使い方に問題があるのです。身体の軸と重心、頭のてっぺんから背骨と胸の骨の間を通り肛門に至る直線が軸で支えるのは骨盤です。

身体の軸と重心の移動が歩行であり、重心を動かす道具として足を使う。足で身体を動かすのではない。この軸と重心を合理的に使う身体の動かし方はどうするのかという事は、膝や腰の問題に関係するのです。

この軸と重心という問題は、自然の構造物でも人工的構造物でも、機能を発揮する上で軸と重心が重要な問題です。たとえば自動車事故で大した事故でなくても、専門家は車の軸のずれを問題にします。軸のずれが長い間には重要な事故につながるからです。

テレビで奈良薬師寺の五重塔の解体工事の様子が放映されていました。解体のため全部周りの物を取り除いて、五重塔の土台と中心の大黒柱だけになっている。

この柱は親柱とか心柱と書きます。40 メートル以上の高さがあるが、柱の根元は太く上に行くほど細くなっています。

ほかの番組でみた一番うえの部分は、柱が筒状の枠の中に入っており、地震のときになどに柱が軽く揺れると枠にぶつかり、また、ぶつかりしながら衝撃を和らげ一定の揺れ以上にならない役割をはたしています。

がっちと受けるのでなく、ふわふわと衝撃を和らげるというこの仕組みが、現代の高層建築物にもヒントとして生かされているという事らしいです。このように人工的建築物でも軸と重心がしっかりしていることが大事なのです。

腰、膝の問題を生み出す歩き方

人間も同じです。身体の軸の重心により近いところで動作をすることが理想的です。現代のわれわれの状態はどうかという事です。われわれの歩行はどうでしょう。

一歩を踏み出すときは右足を踏み出すので、右の骨盤を左斜め前に押し出す。そして一方、腕は、左腕をふりだすので、胸郭は左斜め前に押し出している。このため、胸郭と腰部、骨盤が逆に動くのでひねることになる。どこを捻るかというと腰椎の 4 番、5 番をひねる歩き方です。

一歩を踏み出す毎に、腰椎の 4 番、5 番をひねるため、腰椎の故障が多いのもこのあたりです。しかも、踏み出す時に後ろにある重心を前に引っ張りますから足首と膝に力が入るため、ここに異常がおこります。

高齢になり筋力が低下するとつま先が開き O 脚になります。O 脚になるのは踏み出した足先が軸に平行でなく、重心が斜め外方に向くからです。高齢者に多い大腿骨骨頭骨折は、前につんのめるのでなく、横に力がにげるためおこるのだろうと思います。

これは、歩き方からくる骨頭骨折ではないかと考えます。筋力を鍛えるために歩こうという事が盛んに行われていますが、続ける中で高齢になるに従い膝や腰を痛める人も多い。これは筋力を鍛えるあるき方という、歩き方に問題があるとおもいます。身体の軸と重心を考えた体の動かし方、歩き方とは違うやり方です。

しかし、なにも難しく考える必要はないのです。布団を片づけるときには、布団を三つに折り両手で抱えます。同じ重さの物でも物の重心に近いところを、自分の重心に近いところで支えれば楽に持てるという事です。

そして布団を持って歩けば、右手は右足と、左手は左足と同時に前にでる移動になるでしょう。無意識で自然にやっています。また、竹馬に乗ったことのある人は解ると思いますが、同じように右手は右足と、左手は左足と同時に移動する軸を捻らない身体の使い方になります。

腰痛、膝痛は身体の使い方、歩き方と無関係ではない、歩き方の工夫で治ることもある。この身体の使い方を意識して取り入れ、腰痛、膝痛の予防、改善に活かしていきましょう。悪くなったものを治せばいいという考え方が増えています。

しかし、私たちは悪いものを治すというのだけにそれに止まらず、悪くなったことをきっかけに、再び悪くならない状況をつくることで、患者との強い信頼を作ることが大事です。

伝統的な身体の動かし方（『新医協鍼灸部会 部会報 第 166 号（2017 年 3 月発行)』より引用）

現在の私の理解ですが、「ナンバ歩き」と言うと「同側の手足を同時に動かす」と思われていますが正しくありません。右足がでる時は右半身全体が連動する動きで「腰は捻らず、膝や足に力を入れないことで擦り足に近くなります（矢野氏言、捻らず、うねらず、踏ん張ら ず)。

人の動作は身体の軸と重心やその重心点（森尻強氏言）を動かすと考えます。

この機能 を支えているのが主に骨盤と胸郭の骨格で、これを動かす事が動作に繋がります。この作業を する時にこれに最も近い体幹の力（専門家は骨を動かすとか意識すると言う）を使うのが一番 合理的で、効率良く素早くそして強い力を持続させることが可能です。（小出講師の講義資料より抜粋）

コーヒーブレイク

2017/04/10　　橋本利治

ブナの美しい鍋倉山へ

ブナの木をご存知だろうか。杉・ノキなどは建築材料として戦前戦後植林されてもてはやされています。(今は花粉症とやらで敬遠されているようですが・・・)

杉・ヒノキと比較され無視され続けていたのが「ブナの木」なんです。高度経済成長期には全く見向きもされなかった不遇の木であり森でした。

しかしここ白神山地では世界最大級のブナの自然林があり豊富な水と動植物を育くんできたのが認められ屋久島と並んで日本で初めて世界遺産(自然遺産)になったことをご存知の方もおられると思います。

ブナの木は昔から貴重な資源だったのです。

ブナの実は金と同等の価値があるとされていました。

ブナの木は成長が遅く地面に根を下ろして50年から60年かけて初めて実をつけます。

その実は動物の命を守り、そして枝葉は朽ち果てると他の植物の肥やしになります。そしてブナの木の保水力は豪雨から村を守り、裸地化を防ぎ自然の恵みを私たちに与えてくれます。

新緑のブナの森は私たちの心をほぐしてくれます。(今では白神山地のコアには一般の人は入れませんが、規制前に横断してきました、原始の森が残っていました)

「もり太郎」に会いに！

今回そのような自然林のある鍋倉山へ登山に行ってきました。場所は奥信濃、スキー場で有名な野沢温泉の千曲川を挟んで対岸にあります。

標高は 1288mとそんなに高くはないのですが豪雪地帯で雪山登山としては楽しいところです。そうそう映画好きの方なら「阿弥陀堂だより」というのを思い出してください。

原作は医師でもある南木佳士氏で主演は寺尾聡と樋口可南子、それに北村谷栄と小西真奈美など有名人が出演していました。

テーマは「忘れていた人生の大切なもの」です。ギスギスした都会生活者にはほっとする映画でした。是非ご覧ください。

おっと話を元に戻してこの山のブナの森に有名な「もり太郎」というブナの巨樹があるとのことで、それを見るのも目的でした。歩き始めて 2 時間ブナの森の中にひと際目立つ巨樹でした。

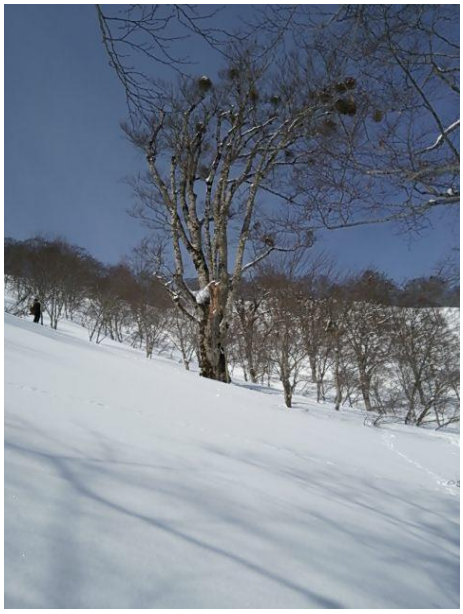

(写真 1 ブナの巨樹「もり太郎」)

何となく見るだけでホッとする感じの威厳のある木でした。(写真 1)そしてその後急な斜面をひたすら登り、平らな山頂であったかいコーヒーとパンを食べて隣の黒倉山へ足を延ばし、一気に温井の集落へ下山、登り 3 時間下り 1 時間の小旅行でした。

「籠池がんばれ」

これは先月森友学園の理事長が国会召喚され安倍昭恵夫人との蜜月を暴露した時、国会前で市民のコールでした。

「ナ・ナンデあんな極右の人を応援するの？意味不明」と思っていました。勿論時の権力者が権力を笠に着て都合のいいように公費を着服することは論外ではありますが、そのように騒いでいるうちに、秘密裏に国会では共謀罪が着々と準備されていました。

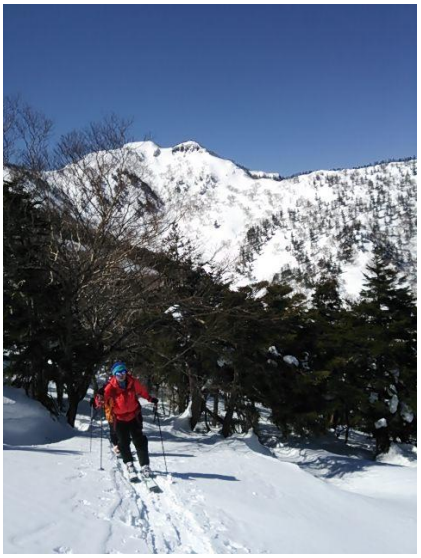

そして共謀罪もさることながら「水道事業民営化法案」「種子自由化法案(規制廃止)」そして「教育再建法案」が審議され一部成立しました。

（写真 2 上州武尊を背景に雪山登山）

ああ、またしてやられた「大阪夏の陣」かという感じです。この原稿を書いている 2 時間前に「種子自由化法案」成立のニュースが流れていました。

「モンサント？」

これは「モンサント法」ともいうらしいのですが、新聞は全く取り上げていません。

これはグローバル企業「モンサント」会社のことで、アメリカ・ミズリー州にある遺伝子組み換え種子の会社です。

現在国内では主要穀物の種子は規制がかけられていて自由に売買できません。日本農業新聞 2/2 によると農水省が 1952 年に国内の食糧自給のため制定した規制だそうです。

それを自由化して民間導入により活生化させようとのこと、しかしこの自由化により外国の遺伝子組み換え種子が導入されることも可能であり、与党内からも批判が出ています。

アメリカではモンサント保護法の制定を市民の力で破棄させていました。これは重要なことで、たとえば遺伝子組み換え種子を使って病気になってもモンサントは責任を取らないとする法律だったのです。

このことはアメリカのインターナショナル・ビジネス・タイムというメディアが伝えています。

モンサントは世界の種子の 90%のシェアを占める企業です。その手法は遺伝子組み換え種子を食糧自給率の低い第 3 世界へ無償配布し食糧危機を救う、しかしその種子は遺伝子組み換え種子で一度その種子を使うとモンサントの除草剤、肥料でしか育たない。

そしてこの種子は次世代の種子が使えないために次は有償でモンサントから種子と除草剤・肥料を購入しなければ作物の収穫ができないというサイクルに導入されてしまいます。

勿論拒否はできますが、拒否をすると不安定な収穫とＩＳＤ条項によって莫大な賠償金を支払う仕組みになっています。

なので世界の種子の 90%のシェアを確保している、という実態があるとのことです。

安全性は確認されてない

さて日本でもすぐにではないにしても（いやすぐかもしれません）やがてモンサントの種子が導入されることが承認されました。

（当然ですが銀座京橋にモンサントの日本支社があります）モンサントの遺伝子組み換え種子の安全性は確認されておりません。

「不自然な食べ物」マリー＝モニク・ロバン監督の映画にモンサントの実態がインタビューで出てきます。この映画はＤＶＤにもなって購入が可能です、是非一度視聴することをお勧めします。

http://www.uplink.co.jp/monsanto/about.php

フランスでは遺伝子組み換え食物は禁止されています。それはフランス人がきちんと料理してよい食生活に重きを置いているからだと監督は答えています。

（私には耳が痛い言葉ですが・・）そして日本では有機生産者と消費者が直接結びつく新しい流通形態のモデルになっていると称賛されています。

（極端な貧困格差などによりこのような形態も現在は危機に瀕しているように感じるのは筆者だけでしょうか）

わたしは国民みんながこのような一つ一つの問題に向き合っていかなければ、気が付いた時には「手遅れ」になっているように感じます。過去のことで言えば水俣訴訟、イタイイタイ訴訟などの公害訴訟です。「食と生活」を取り戻す大事なことだと思います。

追伸

以前にも「世界一貧乏な大統領」のことを書きましたが、日本の高校生の入学に向けて祝辞をビデオメッセージで送られたそうです、感動的なメッセージですので是非一読に値します。メッセージ全文が掲載されています。(4/7 付ハフントンポスト誌より)

http://www.huffingtonpost.jp/2017/04/05/n-highschool-mujica_n_15826626.html?utm_hp_ref=japan

---

在宅ケア部主催　在宅ケア研修会

認知症予防のリハビリ＝症状と対策

講師　井上美幸先生

日時　6 月 11 日（日）13 時 30 分～16 時 30 分

会場

東京都内別途　出席者には別途ご案内します

研修費　会員　１０００円　　非会員　３０００円

認知症への対応は大切な問題です。恒例の井上講師による実践的な方法を習得するチャンスです。みなさん是非ご参加下さい。(在宅ケア部　山内恵美子)

申し込み　一般社団法人鍼灸マッサージ師会　事務局

電話　03－3299－5276　　ＦＡＸ　03－3299－5275

締切　6 月 5 日　定員２０名に達し次第締め切ります。

（会場案内図　　ＪＲ中野駅南口より徒歩５分 ）

事務局からのお知らせ

申請書の締め切りは毎月３日です。

最近うっかりミスが多く基本的な事がすぐに抜け落ちてしまいます。もう一度、基本のきを教えてください。

健康保険豆知識

前期高齢者

年齢：70 歳になった翌月から（1 日が誕生日の場合はその月から）74 歳誕生日の前日まで

保険証：「健康保険証」と**「高齢受給者証」**（または一体型のカード）2 つが交付される

高齢受給者証の特徴：医療機関受診の際の自己負担割合が記載されている

自己負担割合の特徴：**原則 2 割負担**（平成 19 年 4 月 1 日以前の生まれは特例で 1 割）だが、現役並みに収入のある場合は 3 割

＊収入に応じた**負担割合の見直し**が行われるため、高齢受給者証は**毎年更新**される

＊現役並み収入とは

・会社員なら原則 4～6 月の 3 カ月間に支給された給料（税引き前、残業代や交通費も含む）の平均が 28 万円以上

・自営業者など市区町村の国保加入者なら住民税を計算する際に用いる前年の所得が 145 万円以上

＊負担割合再判定の制度

・3 割負担となった人でも「基準収入額の申請」をすれば、夫婦の収入の合計などによっては 2 割（1 割）に見直すことができる

・ただし、自動的にはしてくれないため、高齢受給者証の交付先へ自分で申請する必要がある

◆医療機関を受診する際は高齢受給者証を提示しないと 2 割（1 割）の人でも 3 割負担となってしまうので必ず提示してください

審査請求の続報

2 月発行の 166 号でお伝えした「審査請求」の続報です。

歩行困難な患者さんの往療施術をし、保険請求したところ、『往療料は認められない』との理由で一部不支給とされ、1 月に「審査請求」を起こしました。（H28 年 5 月～8 月施術分）

その後、2 月 8 日付で『審査請求棄却』の内容の「決定書謄本」が関東信越厚生局から送られてきました。請求人（患者さんのご家族）はこれを不服としたため、代理人である施術者が関東信越

厚生局の担当審査官に連絡し、再審査請求の申し出をしました。

それを受け、2 月 20 日付で「再審査請求書類」が送られてきたため、提出期限前（謄本が送られて来た日の翌日から 2 ヶ月以内）に「再審査請求」を行いました。

4 月 4 日付で「再審査請求書」が受理されたとの通知が届きました。今後は書類審査などを経て、公開審理が行われることになります。

また、つい最近のことですが、H28 年 9 月～12 月施術分も前回同様『往療料不支給』との通知があり、この分もまた「審査請求」を起こす運びとなりました。

「再審査請求受理」の通知の中に“受付件数の増加により、受付から裁決までに要する期間は、事案により長短はありますが、平均で 8 カ月程度を要していますので、あらかじめご承知おきください。”という文章がありました。こんなに時間がかかってしまうのでは、患者さんやご家族、施術者の精神的・経済的安定はいつまでたっても望めません。一刻も早く処理してもらいたいものです。

受領委任の方向きまる　見直し文書添付（別刷り）

3 月 27 日全国都市会館にて開催された第 15 回療養費検討専門委員会において「あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう療養費の見直しについて」の提案がなされ承認されました。

この療養費の見直しについての方針では、療養費の不正防止が重大な問題であり、不正申請防止のため受領委任制度を取り入れ、施術者の管理を強化できるようにする事を目指しています。

不正防止、管理強化の方向として①今までに出されている療養費支給基準通知に基づき支給の制限を徹底する。②厚生労働省は医師にたいしても、同意書の意義の理解を図り、再同意についても同意書添付を検討していく③1 年以上で月に 16 回以上の施術について必要性を厳格に確認していく④往療費の規制の強化。⑥療養費審査体制の確立⑦指導監督の仕組みの導入、などの方針が挙げられています。　しかし、「療養費の見直し案」は患者、被保険者の医療を受ける権利の尊重という立場からの問題提起が全く見られません。4 月 9 日の健康保険改正検討委員会では、「見直し案」についていろいろな問題点が指摘されました。

①　不正対策の徹底で必要なのは、医療費、療養費の明細を毎月、保険者から被保険者に届けることが欠かせない。②患者が理解困難な療養費支給要件の改善こそ最も重要な問題だが、何ら触れられていない。患者の医療を選ぶ権利尊重の立場から療養費支給要件の見直しが大切だ。③高齢者の増加、入院ベット削減のなかで、往療の削減だけを問題にするのは間違いだ。鍼灸治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の活用の視点から検討すべきだ。

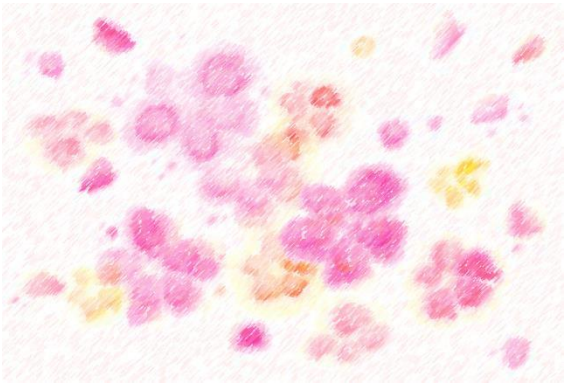

今回の療養費の見直し提案に対して積極的に問題提起していくことが必要です。「あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう療養費の見直しについて」の文書を添付しました。

皆さんのご意見をお寄せください。（　久下勝通　）

申請書ソフト　　バージョンアップのご案内(R3.41)

現在御使用中のソフトは、H29年６月初めを持って使用できなくなります。

５月中に必ずバージョンアップをお願いします

◎ 使用期限をH30年６月まで延長します。
バージョンアップに伴い、機能改善を図ります。
「マッサージの変形徒手の有無、日付ごとに指定」など
（詳細は別途ご案内します）

※　バージョンアップは、H29年の会費納入済の場合に摘要させていただきます。

リリース方法

いずれかの方法を選択してください。

(1) インターネットを利用する。　（選択メニューから[Ｆ８]押下でバージョンアップ）

インターネットサーバを新しくしました。（性能向上及びセキュリティの向上の為）
このため、インターネットでのダウンロードができない場合があります。
→　今回のバージョンアップはＵＳＢメモリでお願いします。
（バージョンアップ後は、インターネットでも可能になります）

※ メールでデータ送付いただいている場合は、別途５月初めまでにUSBメモリを送付お願いします。

(2) ＵＳＢメモリなどを利用する。
事務局に申請書データをUSBメモリで送付いただいている場合は、返却するUSBメモリに「アップデイトモジュール」を入れて送付します。(5月中旬発送予定)。

(3) CD-ROMを購入する。
CD-ROMの購入を希望する場合は、事務局にCD-ROMの購入手続きをしてください。
（１枚2160円消費税込）希望する場合は、下記申込書を記入し事務局へご連絡ください。

(4) 事務局にＰＣを持ち込む。
事務局へＰＣを持ち込んでいただければ、インストールをいたします。（要予約）
月初の繁忙期の申し込みはご遠慮ください。
その他、操作方法など疑問点などについてもできるだけ対応させていただきます。

※　注意事項
１台に２ソフトを導入されている場合は、それぞれのソフト毎にバージョンアップが必要になります。

Windows　Vistaのサポートは４月 11 日に終了しました。

Vistaをご利用の場合は、新ＰＣへの交換をご検討お願いします。

当会ソフト「療養費申請書」システムの取り扱い　について

会員が当会に委託して申請書を提出するために、当会が開発したものです。
別紙を参照の上、正しくご活用ください。

平成 29 年 4 月

1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	申請業務
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	三役会（10:30～12:30） 健康保険改正委員会（13:30～12:30）
10	月	**事務局通信投稿〆切**
11	火	
12	水	**通信編集会議（10:30～11:30）**
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	NPO 理事会（10:30～12:00） 一般社団理事会（13:30～16:30）
17	月	**事務局会議（13:00～14:00）**
18	火	
19	水	
20	木	「国民の会」大阪住之江鍼灸院
21	金	
22	土	
23	日	経営勉強会（13:30～16:30）
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	**支給明細などの発送**
28	金	**療養費の振り込み**
29	土	昭和の日
30	日	会計監査委員会（10:30～12:30）

休日
申請業務

平成 29 年 5 月

1	月	
2	火	
3	水	**憲法記念日**
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	申請業務
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	**事務局通信投稿〆切**
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	治療院開設委員会（13:30～15:30）
15	月	**事務局会議（13:00～14:00）**
16	火	
17	水	**通信編集会議（10:30～11:30）**
18	木	「国民の会」大阪住之江鍼灸院
19	金	
20	土	春分の日
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	理事会（11:00～12:30） 定期総会（ﾎﾃﾙﾛｰｽﾞｶﾞｰﾃﾞﾝ新宿）
29	月	**支給明細などの発送**
30	火	
31	水	**療養費の振り込み**